

不正軽油に対する罰則

不正軽油に関わる人はすべて罰せられます！

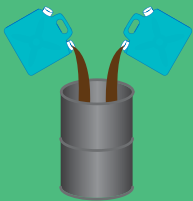
不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。



軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。なお、脱税額が**1,000万円**を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。

(地方税法144条の41)



不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には**3億円**以下の罰金が科されます。

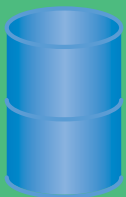
(地方税法144条の33)



不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることと知って原材料(重油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年**以下の懲役、**700万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**2億円**以下の罰金が科されます。

(地方税法144条の33)



不正軽油を運搬・保管、購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、**3年**以下の懲役、**300万円**以下の罰金が科されます。さらに法人には**1億円**以下の罰金が科されます。

(地方税法144条の33)



検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、**1年**以下の懲役、**50万円**以下の罰金が科されます。

(地方税法144条の12)

不正軽油の製造に加担した人も納税義務を負います。

(地方税法144条の4)